

別記

要求書

前略取二日敷願書ヲ提出俟処未分何等明確ナル御回答無之 宛テハ致々従業員一員一員ノ下ノ誠意ヲ不認此処ニ改メテ右要求書提出致スモノ也

項目

- 一 賃金即時三割値上スルコト
- 一 労働時間ヲ確定セラレタシ (朝店出勤午前七時三十分迄 歸着後五時三十分)
- 一 勘定八十四日 三十日ニ確實ニ支拂ハレタシ
- 一 組合員ニアラサル者ハ使用セザルコト
- 一 夜業ハ夜九時迄七分トス 十二時迄一人徹夜二人トスルコト
- 一 仕事ノ切レル場合ハ従来通り宛人ヲ使用スルコト
- 一 業五ハ東京塗裝業組合ニ加入シ 東京塗裝三組合トノ協定ヲ履行スルコト
- 一 職人ヲ増減スル場合業主ハ従業員ニ組合ト協議シ善処スルコト
- 一 今後作業上兩者ノ圓滿ヲ計ルタメ従業員中より世話後一名選出スルコト
- 一 争議中ノ費用並ニ日給ハ全額賣店ニ於テ負擔支出スルコト

昭和十二年二月五日

従業員一同

松井丈四郎一殿